

IV 特別支援学校（小学部児童及び中学部生徒） の入学・転学に関する手続き（要点）

R6.9.6 改訂
福島県教育委員会

【改訂の趣旨】

地域において多様な学びの場が整備され、就学事務に関して様々なケースが生じております。

認定特別支援学校就学者は、視覚障害者等（学校教育法施行令第 22 条の 3 の程度に規定するもの）のうち、「当該市町村教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者」としております。

市町村ごとにその状況は異なりますが、市町村は、その市町村に住所が存する児童生徒については、学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づいて、保護者及び専門的知識を有する者の意見を聴きながら総合的に判断し、その後必要な手続きを行います。

今回の改訂では、令和 3 年 6 月に文部科学省から示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を踏まえながら、児童生徒の学びを中心に据え、市町村教育委員会の役割等を分かりやすく記載するとともに、学校教育法施行令に基づき、必要な書類や手続き、転居に伴う手続きの違いなどについて確認しやすくし、保護者、市町村教育委員会及び学校の対応が明確になるように構成しました。

さらに、就学の手続きについては、関係する項目や内容のみを確認できるよう、手続き等に関する留意事項や Q&A を記載しております。

どうぞ御活用ください。

<目次>

入学について

*各ページ脇に検索しやすいように目印がついています。

1 新学齢児の入学手続き

- (1) 新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き・・・1
- (2) 新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き・・・2
- (3) 就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き・・・3

新学齢児

就学猶予等

転学について（県内）

2 転学手続き（県内）

A 小・中学校と県立特別支援学校間の転学手続き

- (1) 小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き
 - ①本人の住所が変わらない場合・・・4～5
 - ②本人の住所が変わる場合・・・6～7
- (2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き
 - ①認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合・・・8
 - ②認定特別支援学校就学者が地域の小・中学校で学ぶことが思料できる場合・・・9

小中→特支

特支→小中

B 特別支援学校間の転学手続き

- (1) 県立特別支援学校間の転学
 - ①本人の住所が変わらない場合・・・10
 - ②本人の住所が変わる場合・・・11～12
- (2) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学
 - ①市立特別支援学校から県立特別支援学校へ
 - ㊦本人の住所が変わらない場合・・・13～14
 - ①本人の住所が変わる場合・・・15～16
 - ②県立特別支援学校から市立特別支援学校へ・・・17

特支→特支

市立→特支

特支→市立

転学について（県外）

3 他都道府県との就学及び転学手続きについて

(1) 本県から他都道府県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合・・・18～19

②本人の住所が変わらない場合・・・20

特支→他県等

(2) 他都道府県から本県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合・・・21～22

②本人の住所が変わらない場合・・・23

他県等→特支

(3) 区域外就学した児童生徒の区域外就学等の終了について

①本県から他の都道府県の特別支援学校へ区域外就学をした

児童生徒の区域外就学が終了した場合・・・24～25

②他都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した

児童生徒の区域外就学終了が終了した場合・・・26～27

区域外終了

4 その他 私立の小中学校等との転学について・・・28

***ホームページ上では、一括又は必要な箇所だけダウンロードできるようにします。**

(凡例)

法・・・学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

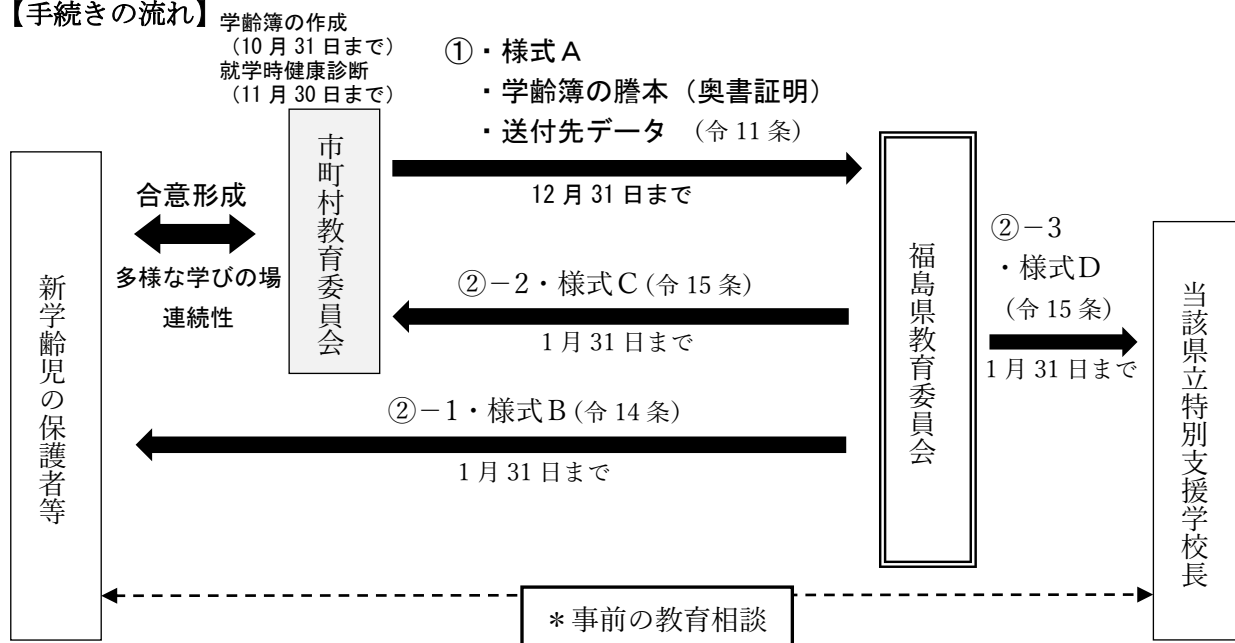
令・・・学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

規則・・・学校教育法施行規則（昭和二十二年文科省令第十一号）

1 新学齢児の入学手続きについて

(1) 新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	市町村教委	県教委	・様式A：認定特別支援学校就学者通知書（令11条） ・学齢簿の謄本 ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
②-1	県教委	保護者	・様式B：入学通知（令14条）
②-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
②-3		当該学校長	・様式D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

【留意事項】

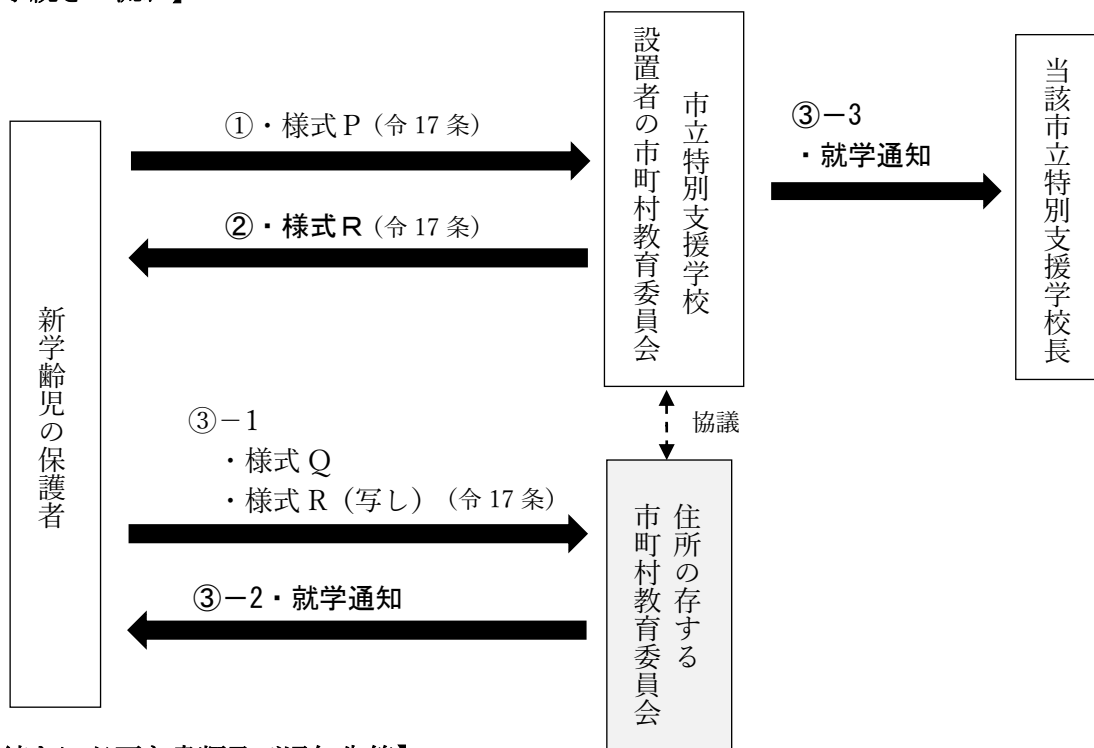
- ・ 特別支援学校に入学が予想される場合は、事前に当該特別支援学校の教育相談を受けてください。
- ・ 施設入所を希望している新学齢児の場合、施設入所の決定後に通知するため、3月中旬の通知となる場合があります。（令11条の3を適用）
- ・ 小学校に在学する学齢児童のうち視覚障がい者等で翌学年のはじめから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定したものについて、学校教育法施行令第11条を準用します。（令11条の2を適用）

（*「視覚障がい者等」とは、障がいの程度が学校教育法施行令22条の3の表に規定する程度のこと。以下同じ。）

<注>・ ○内の数字は事務手続きの順序を示す。以下同じ。

(2)新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

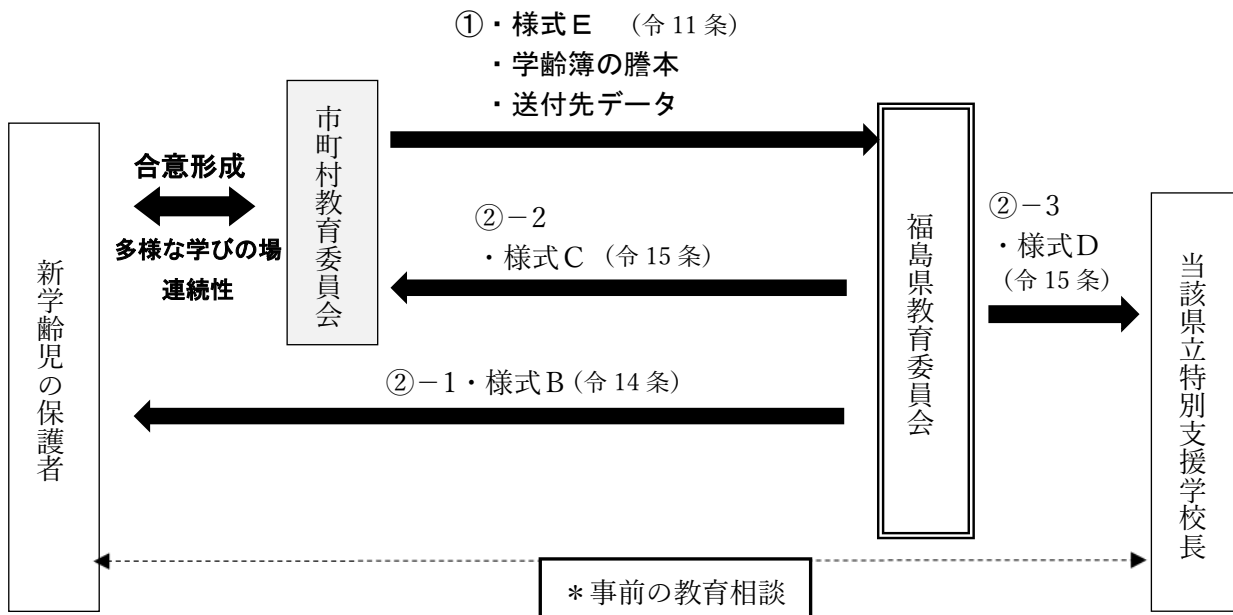
No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	設置者の市町村教委	・様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願（令17条）
②	設置者の市町村教委	保護者	・様式R：区域外就学承諾書（令17条）
③-1	保護者	住所の存する市町村教委	・様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届 ・【②で受け取った】様式R：区域外就学承諾書(写し)（令17条）
③-2	住所の存する市町村教委	保護者	・就学通知：* 当該市町村教委の様式による
③-3	設置者市町村教委	当該学校長	・就学通知：* 当該市町村教委の様式による

【留意事項】

- ・ 都道府県の教育委員会は、学校教育法第11条第3項の規定により、市立特別支援学校への就学を通知することは要しないとしています。
- ・ 市立特別支援学校の設置者と新学齢児の存する市町村教育委員会が異なる場合は、協議が必要です。
- ・ 福島大学附属特別支援学校の手続きについては、学校教育法施行令第17条に基づき、福島大学附属特別支援学校長の就学を承諾する書面を添え、住所の存する市町村教育委員会に提出する流れとなります。

(3) 就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	市町村教委	県教委	<ul style="list-style-type: none"> 様式E：就学義務を猶予又は免除されている児童生徒で特別支援学校就学が適当である旨の通知書（令11条） 学齢簿の謄本 送付先データ：県HPからダウンロードし提出
②-1	県教委	保護者	様式B：入学通知（令14条）
②-2		市町村教委	様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
②-3		当該学校長	様式D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

【留意事項】

- 就学義務の猶予又は免除の根拠は、学校教育法第18条の規定にあるとおり、当該市町村教育委員会が判断します。
- 就学猶予・免除の事由が解消して小学校または中学校に就学する場合、年齢及び心身の発達の状況を考慮して、校長は、その年齢及び指針の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができるとしています。（規則第35条）

ただし、中学校相当の年齢の者は、学校教育法第17条第2項の小学校等の課程を修了した日の翌日以後の最初の学年の初めから中学校等に就学させる規定としており、小学校を卒業していない者は、中学校等に編入はできません。

2 転学手続き(県内)

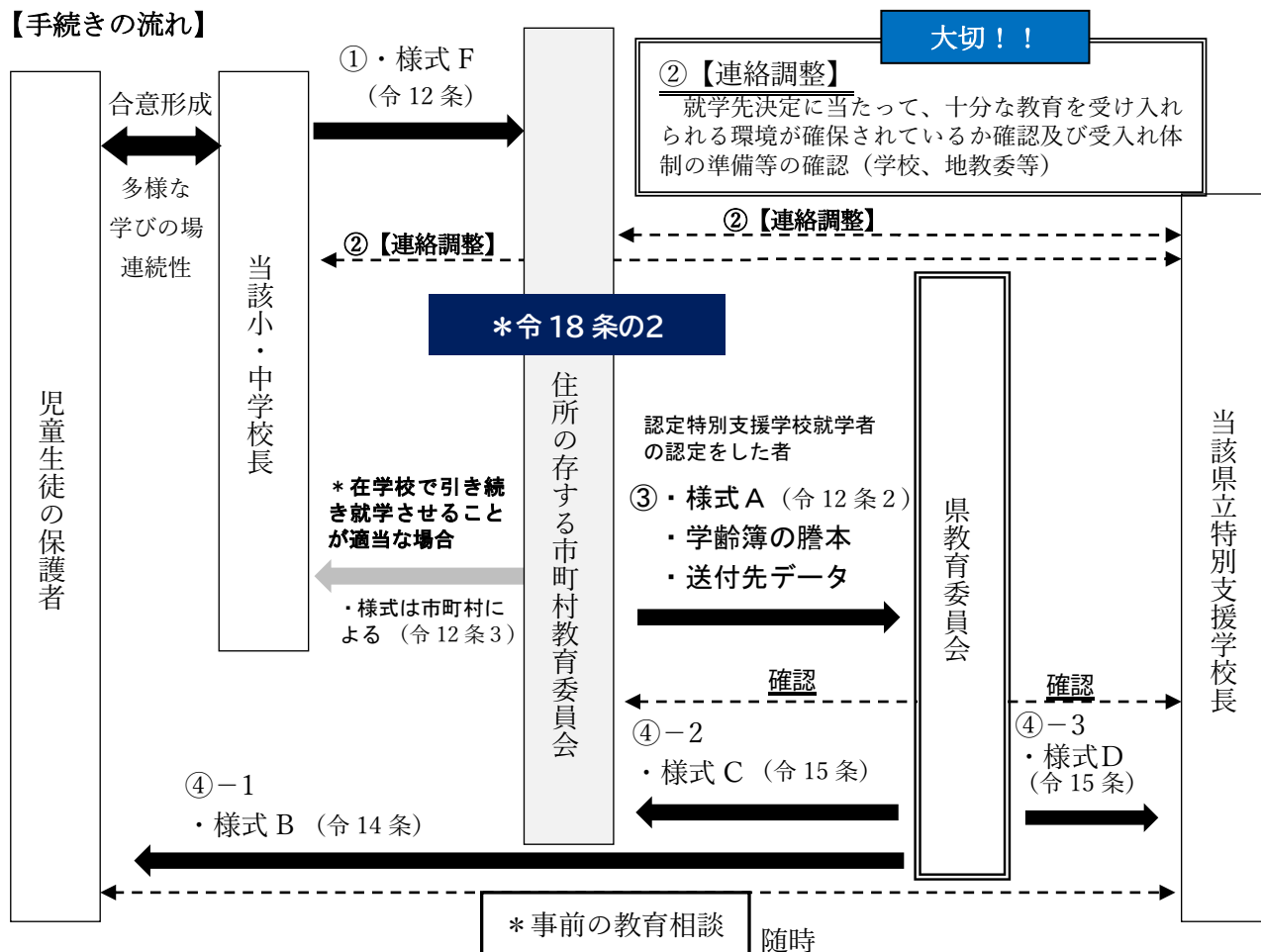
【A 小・中学校と県立特別支援学校間の転学の手続き】

【(1) 小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き】

①本人の住所が変わらない場合

*視覚障がい者等になったものがあるときも含む

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	小・中学校等の校長	市町村教委	・様式 F : 視覚障がい者等になった者について (通知) (令 12 条) * 次年度の学び場の決定のために教育支援委員会で既に審議している場合は③からの手続きになる。
②	* 転学先の特別支援学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。		
③	市町村教委	県教委	・様式 A : 認定特別支援学校就学者通知書 (令 12 条. 2) ・学齢簿の謄本 ・送付先データ : 県 HP からダウンロードし提出
④-1	県教委	保護者	・様式 B : 入学通知 (令 14 条)
④-2		市町村教委	・様式 C : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)
④-3		当該県立特別支援学校校長	・様式 D : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)

【留意事項】

- ・ 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- ・ 次年度転学の場合、新学齢児と同様、12月末日までに通知することが望ましい。ただし、病気療養等緊急の場合を除きます。

【準用する手続きとして～学校の教育法施行令第12条の2に該当する児童生徒～】

- ・ 学齢児童生徒で、視覚障がい者等で小・中学校等に在学するもののうち、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、その他事情の変化等により、小・中学校に就学させることが適当でなくなったものがある場合についても、この手続きについて適用する。その際、市町村教育委員会の令第18条の2に示す手続きを経て、③からの手続きとなります。

***学校教育法施行令第18条の2とは**

令第18条の2
 市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

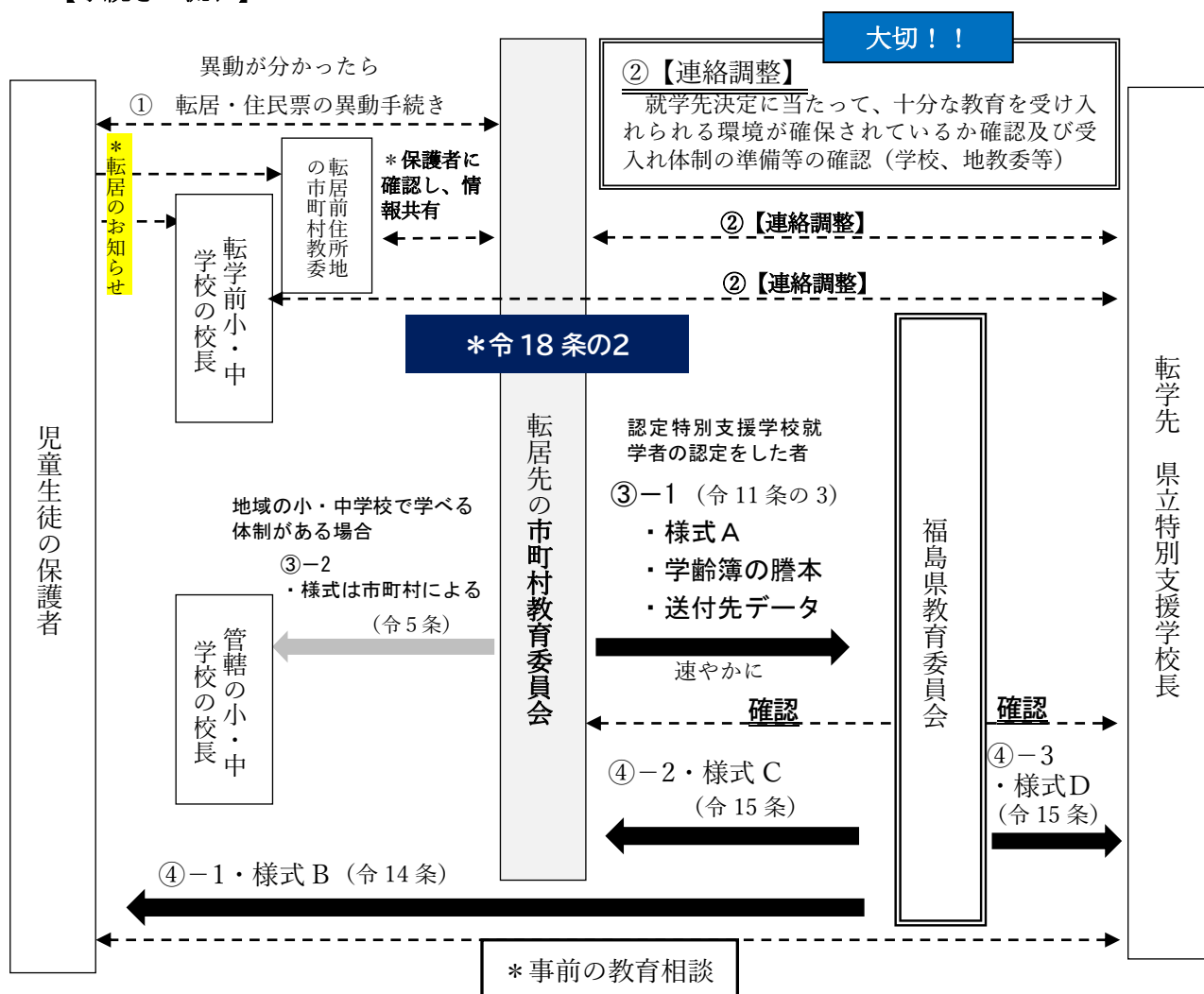
【A 小・中学校と県立特別支援学校】

【(1)小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き】

②本人の住所が変わる場合

(令 22 条 3 該当者で、特別支援学校への転学を保護者等が希望している場合等)

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	*転学先の特別支援学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	転居先市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合> (令 11 条の 3) ・様式 A : 認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本 ・送付先データ : 県HPからダウンロードし提出
③-2	転居先市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による (令 5 条)
④-1	県教委	保護者	・様式 B : 入学通知 (令 14 条)
④-2		市町村教委	・様式 C : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)
④-3		当該学校校長	・様式 D : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受け入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- 施設入所等で、年度途中及び年度末に本人の住所が変更する可能性がある場合は、転学先の市町村教育委員会が「認定特別支援学校就学者」について、令18条の2に基づいて判断することになります。
保護者の了解を得て、関係機関において早めに情報共有を図るようにしてください。十分な連絡調整がなされないままでは、受け入れ体制の準備が難しく、転学に時間がかかる場合があります。

***学校教育法施行令第18条の2とは**

令第18条の2
市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 知的障がい者を受け入れている施設に入所するのですが、県立特別支援学校に入ることはできないのですか。

A 福祉施設に入所した場合でも、本人の住所を変更する際は、住所の存する市町村教育委員会が学びの場を総合的に判断し決定していきます。障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村教育委員会がその者の障がいの程度、地域における教育の体制等、その他の事情を勘案して、県立特別支援学校に就学させることが適当である認める者（認定特別支援学校就学者）とした場合に、市町村教育委員会が学校教育法施行令第11条に係る通知を県教育委員会に提出し、その後の必要な手続きを行うこととなります。

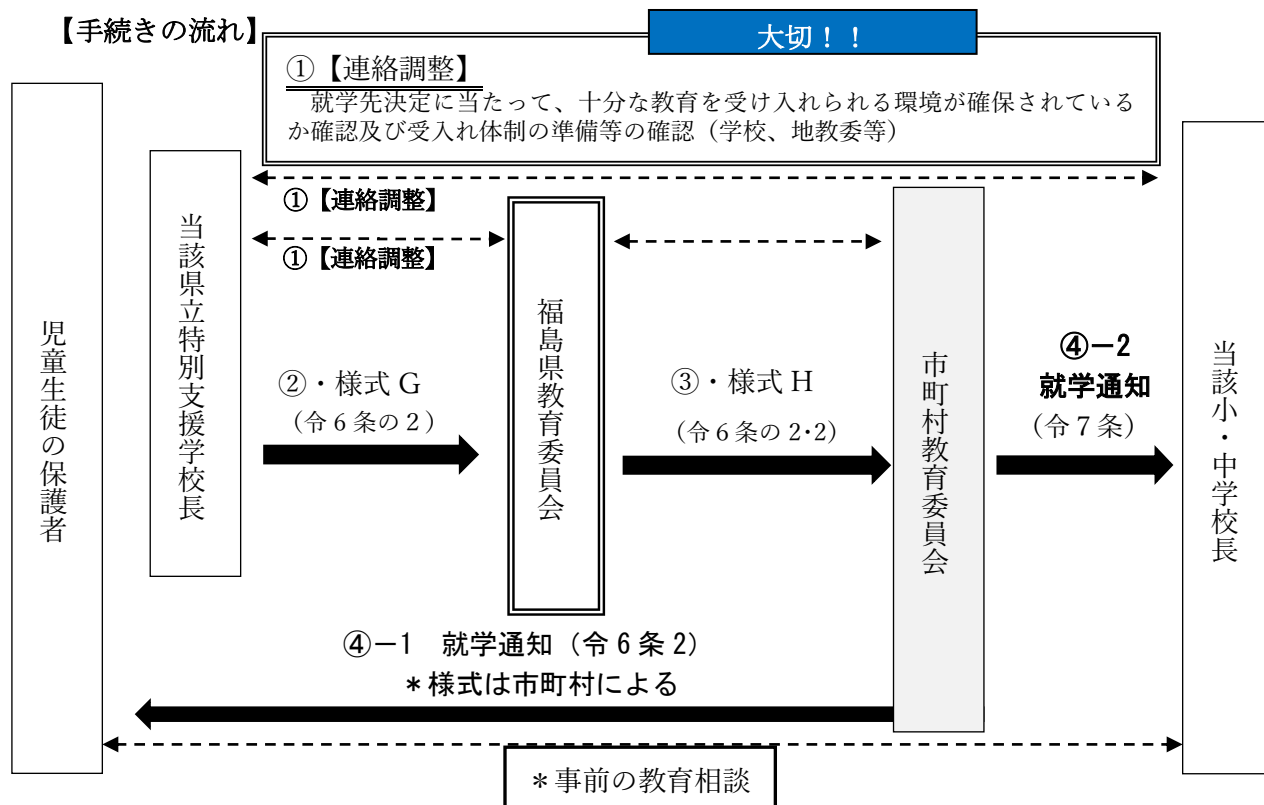
知的障がい者の施設入所であっても、地域の小・中学校で学ぶことも地域の体制によって可能かどうかを当該市町村教育委員会が総合的に判断するためです。

ただし、他の市町村の施設に入所をしても、本人の住所を異動しない場合があります。その際も、住所の存する市町村教育委員会が学びの場を総合的に判断し決定していきますが、手続きが異なりますので注意が必要です。

(2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き

① 認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①			* 転学先の当該小・中学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。
②	当該県立特別支援学校校長	県教委	・ 様式 G：認定特別支援学校就学者で（ ）者でなくなった者について（通知）（令 6 条の 2）
③	県教委	市町村教委	・ 様式 H：認定特別支援学校就学者で（ ）者でなくなった者について（通知）（令 6 条の 2・2）
④-1		保護者	・ 小中学校への入学通知 様式は市教委による（令 6 条 2）
④-2	市町村教委	当該小・中学校校長	・ 小中学校への入学通知 様式は市教委による（令 7 条）

【留意事項】

- ・ 小中学校に学びの場を異動する前に十分に連絡を取り合いながら、必要に応じてケース会議等を開いて個別の教育支援計画を引き継ぐなどの本人や保護者が安心して学ぶことができる環境や体制を整えておくことが大切になります。

Q 視覚障害者等でなくなったものとは、どのようなことですか。

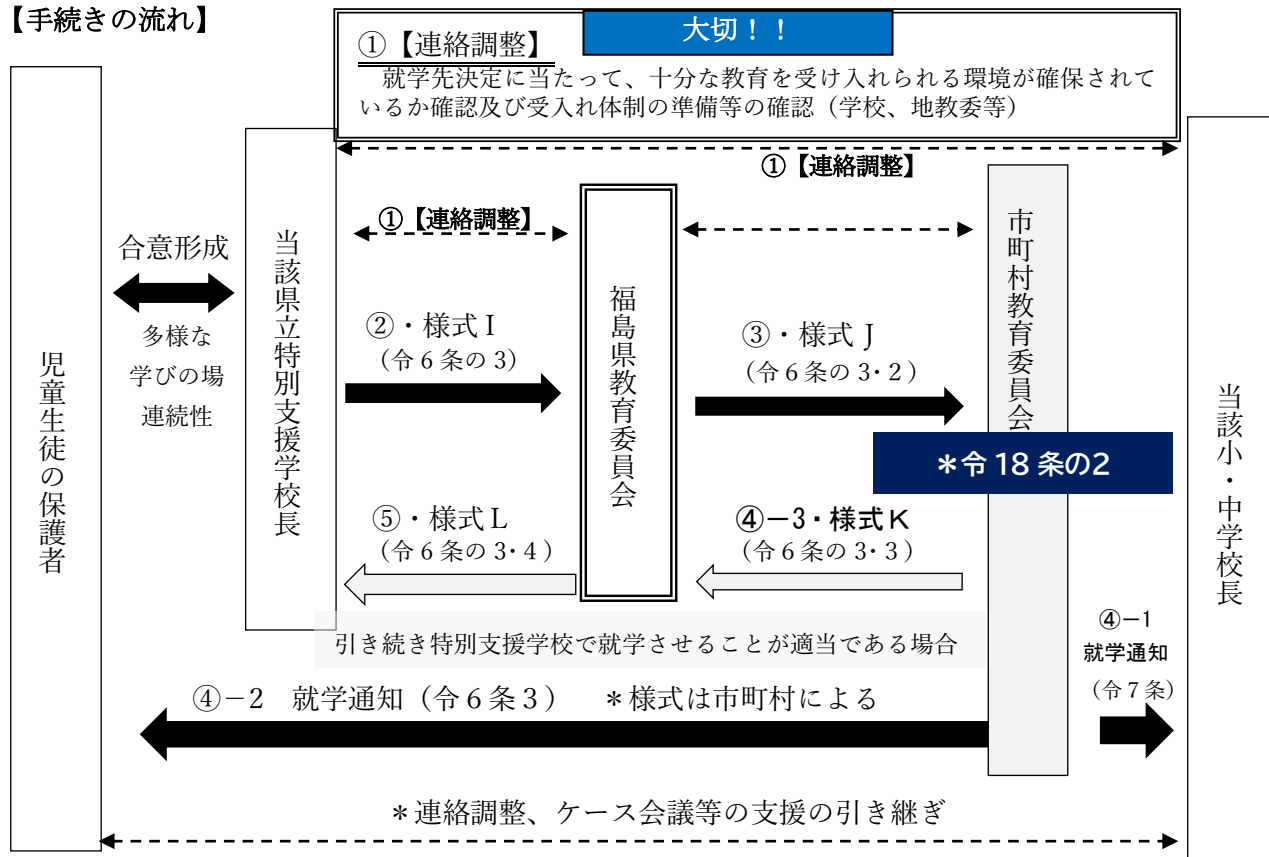
A 学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当しなくなった児童生徒のことをいいます。病弱者で症状が改善し、継続して医療または生活規制を必要としない程度になった状態等が例として考えられます。第 22 条の 3 は特別支援学校で学ぶ児童生徒の障がいの程度を示している法令（障がいの程度だけで特別支援学校とはならないことに注意：令 11 条）です。

ただし、令 22 条の 3 の障がいの程度がない場合は、地域の小・中学校で学ぶことになります。

(2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き

① 認定特別支援学校就学者が小・中学校で学ぶことが思料できる場合

【手続きの流れ】



特支↓小中（小・中学校で学ぶことが思料できるもの）

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	* 転学先の当該小・中学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。		
②	当該県立特別支援学校長	県教委	・様式 I：認定特別支援学校就学者の就学先について（通知）（令 6 条の 3）
③	県教委	市町村教委	・様式 J：認定特別支援学校就学者の就学先について（通知）（令 6 条の 3・2）
④-1	市町村教委	当該小・中学校長	・就学通知（令 7 条） * 市町村の手続きによる
④-2	市町村教委	保護者	・就学通知（令 6 条 3） * 市町村の手続きによる
審議の結果 引き続き特別支援学校で就学させることが適当である場合			
④-3	市町村教委	県教委	・様式 K：認定特別支援学校就学者の就学先について（通知）（令 6 条の 3・3）
⑤	県教委	当該県立特別支援学校長	・様式 L：認定特別支援学校就学者の就学先について（通知）（令 6 条の 3・4）

【留意事項】

- ・ 居住地校における交流及び共同学習などを計画的に行い、地域の小・中学校で共に学ぶことができる環境や体制について事前に準備や協議等が必要になります。

Q 認定特別支援学校就学者の小・中学校への転学を判断する場合とは、どのようなことですか。

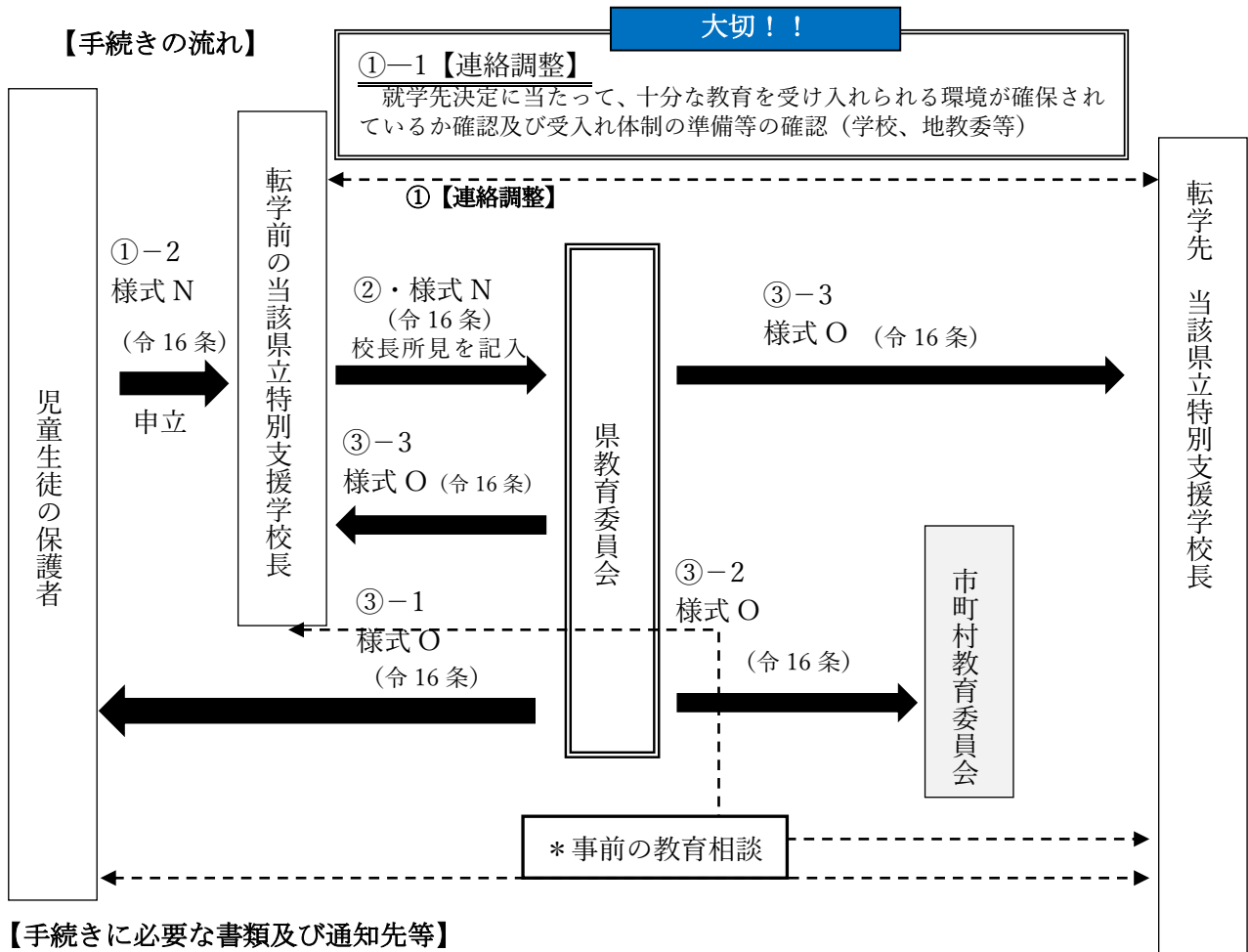
A 特別支援学校で児童生徒が、その障がいの状態、その児童生徒の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況などから、地域で共に学ぶこと（児童生徒の市町村に設置する小・中学校等の通常の学級や特別支援学級等で学ぶこと）が適当であると考えられる場合のことを言います。最終的には市町村教育委員会で十分に審議し、総合的に判断することになります。

【B 県立特別支援学校間及び市立特別支援学校と県立特別支援との転学手続き】

【(1)県立特別支援学校間の転学】

①本人の住所が変わらない場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①-1			* 転学先の特別支援学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。
①-2	保護者	転学前の県立特別支援学校長	・ 様式N：学校指定変更（転学）願（令16条）
②	転学前の県立特別支援学校長	県教委	・ 様式N：学校指定変更（転学）願（令16条）
③-1	県教委	保護者	・ 様式O：学校指定変更（転学）について（通知）（令16条）
③-2		市町村教委	・ 様式O：学校指定変更（転学）について（通知）（令16条）
③-3		転学先の県立特別支援学校長	・ 様式O：学校指定変更（転学）について（通知）（令16条）
	転学前の県立特別支援学校長	・ 様式O：学校指定変更（転学）について（通知）（令16条）	

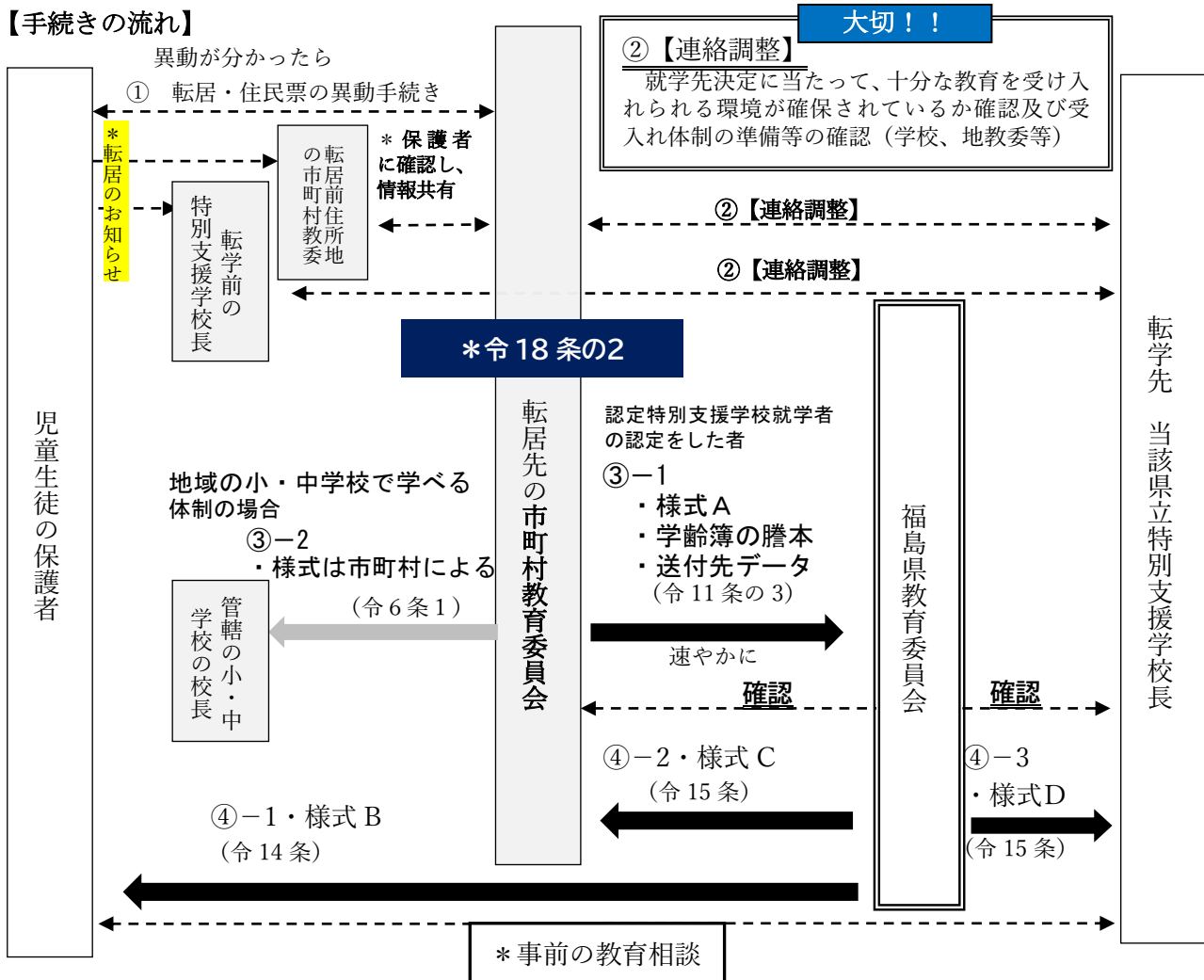
【留意事項】

- ・ 転学が考えられる場合は、事前に学校間で連絡を取り合いながら、児童生徒の学びの連続性及び配慮等が継続した環境とするように留意することが大切です。

(1)県立特別支援学校間の転学

②住所が変わる場合 *施設入所により、本人の住所が変わる場合も含む

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	*転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合>（令11条の3） ・様式A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本 ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
③-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による（令6条1）
④-1	県教委	保護者	・様式B：入学通知（令14条）
④-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
④-3		当該県立特別支援学校長	・様式D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受け入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- 施設入所等で、年度途中及び年度末に本人の住所が変更する可能性がある場合は、転学先の市町村教育委員会が「認定特別支援学校就学者」について、令18条の2に基づいて判断することになります。保護者の了解を得て、関係機関において早めに情報共有を図るようにしてください。十分な連絡調整がなされないままでは、受け入れ体制の準備が難しく、転学に時間がかかる場合があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒で、施設入所に伴い、住所が変わる場合の転学であっても、市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

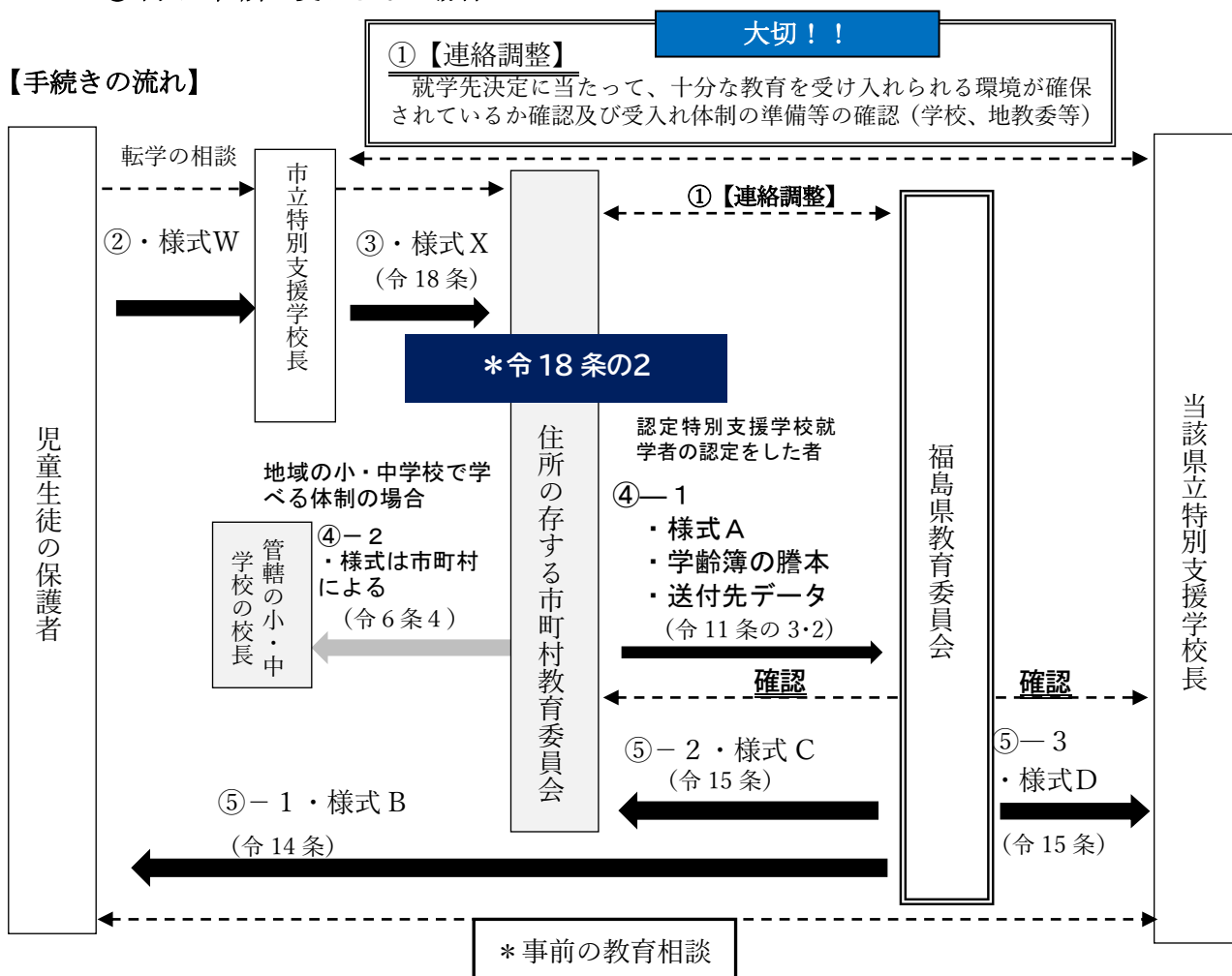
A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないことがあります。そのため、施設入所にもなう住所変更がある場合、その市町村に存することになりますので、当該市町村教育委員会での審議が必要となります。

異動や転学を事前に把握している場合には、保護者の同意のもと、総合的に判断するために必要な情報交換を行うことが大切です。

(2) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学

① 市立特別支援学校から県立特別支援学校へ

⑦ 本人の住所が変わらない場合



市立↓特支（住所変更なし）

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	* 転学先の特別支援学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	市立特別支援学校校長	・様式 W：退学届
③	市立特別支援学校校長	市町村教委	・様式 X：児童生徒の退学について（通知）（令 18 条）
④—1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合>（令 11 条 の 3.2） ・様式 A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本 ・送付先データ：県 HP からダウンロードし提出
④—2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による（令 6 条 4）
⑤—1	県教委	保護者	・様式 B：入学通知（令 14 条）
⑤—2		市町村教委	・様式 C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令 15 条）
⑤—3		当該県立特別支援学校校長	・様式 D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令 15 条）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受け入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- 施設入所等で、年度途中及び年度末に本人の住所が変更する可能性がある場合は、転学先の市町村教育委員会が「認定特別支援学校就学者」について、令18条の2に基づいて判断することになります。保護者の了解を得て、関係機関において早めに情報共有を図るようにしてください。十分な連絡調整がなされないままでは、受け入れ体制の準備が難しく、転学に時間がかかる場合があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 市立特別支援学校に通っている学齢児童及び学齢生徒であるのに、退学という表現なのですか。

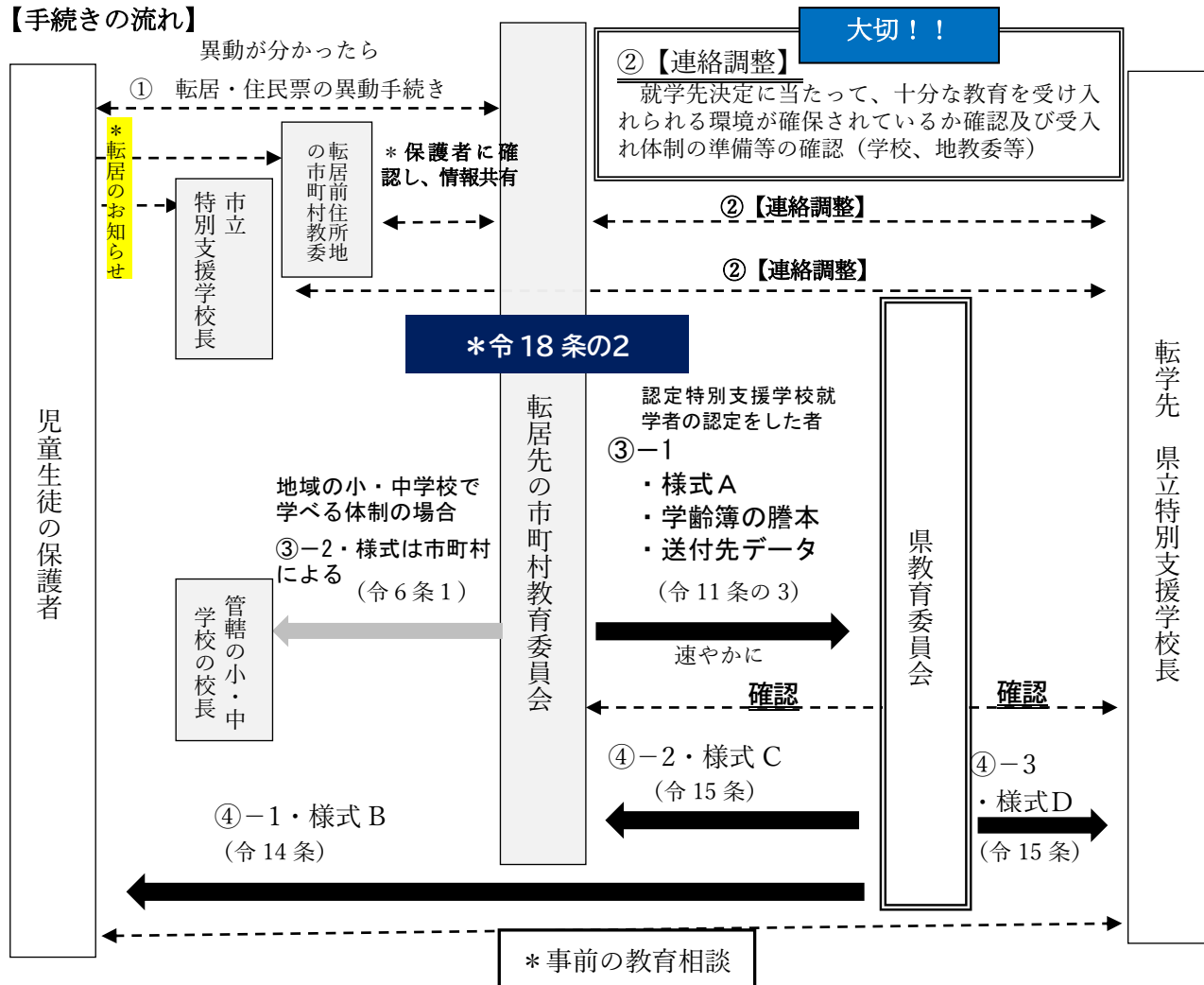
A 学校教育法施行令第18条では、「視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない」としており、「退学」という表現を使用していることから書類上は「退学」という表記を使っています。なお、他県での区域外就学終了に関しても同様で、実際に県外の特別支援学校の中学部の教育課程修了する前に「退学」し、様式Xを使用して、県内に戻ってくる事例があります。その際、令11条の3第2項が実施され、令18条の2に基づいて判断し、その後の手続きとなります。

(2) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学

① 市立特別支援学校から県立特別支援学校へ

① 本人の住所が変わる場合 * 施設入所により、本人の住所が変わる場合

【手続きの流れ】



市立↓特支（住所変更あり）

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合> (令 11 条の 3) ・様式 A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本 ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
③-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による (令 6 条 1)
④-1	県教委	保護者	・様式 B：入学通知 (令 14 条)
④-2		市町村教委	・様式 C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)
④-3		転学先の県立特別支援学校長	・様式 D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受け入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- 施設入所等で、年度途中及び年度末に本人の住所が変更する可能性がある場合は、転学先の市町村教育委員会が「認定特別支援学校就学者」について、令18条の2に基づいて判断することになります。保護者の了解を得て、関係機関において早めに情報共有を図るようにしてください。十分な連絡調整がなされないままでは、受け入れ体制の準備が難しく、転学に時間がかかる場合があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

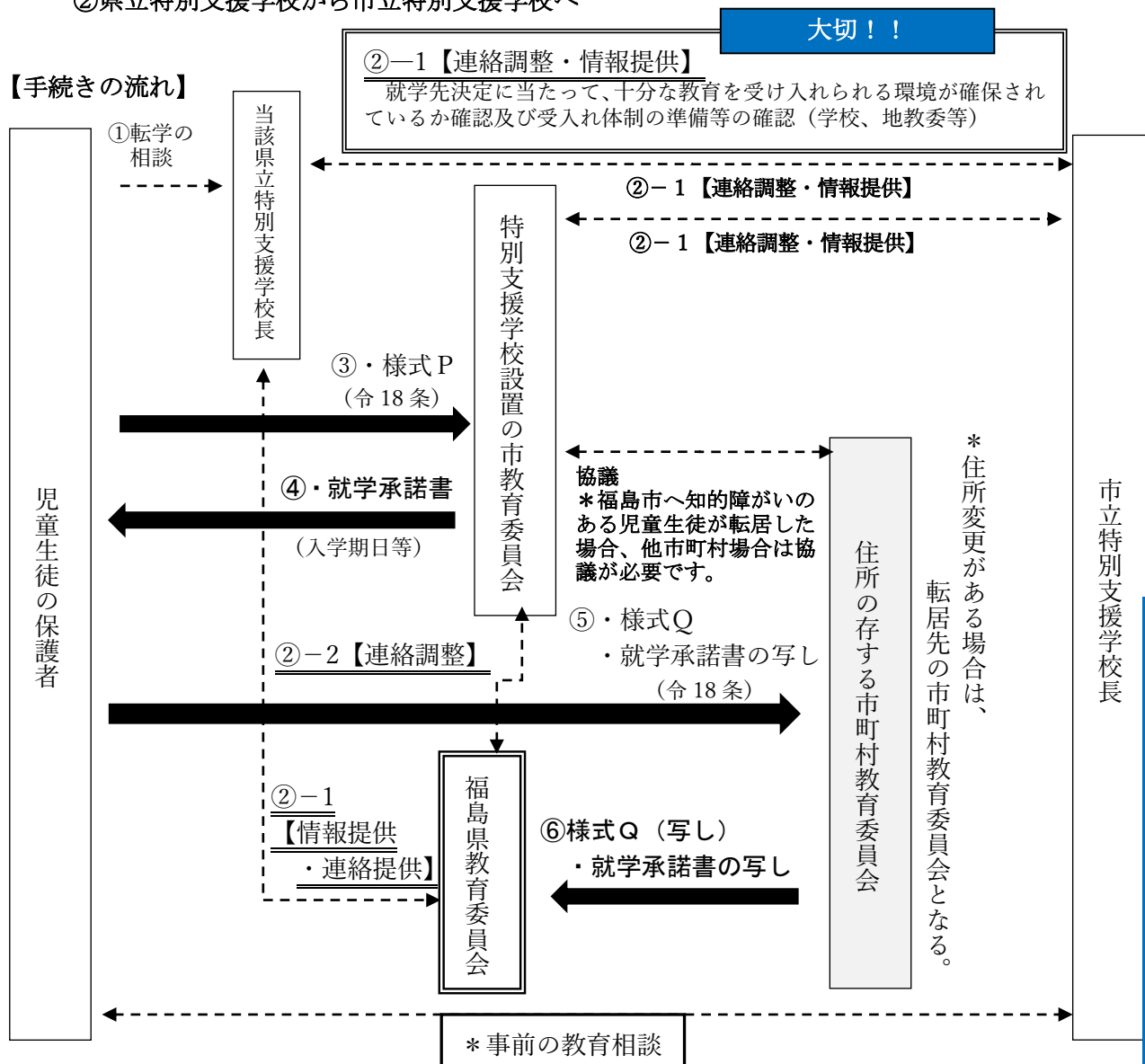
Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒で、施設入所に伴い、住所が変わる場合の転学であっても、市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないことがあります。そのため、施設入所にとまなう住所変更がある場合、その市町村に存することになりますので、当該市町村教育委員会での審議が必要となります。

異動や転学を事前に把握している場合には、保護者の同意のもと、総合的に判断するために必要な情報交換を行うことが大切です。

(2) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学

② 県立特別支援学校から市立特別支援学校へ



特支↓市立（住所変更あり・なし）

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	県立特別支援学校長	転学の相談
②-1	県立特別支援学校長	県教委・市立特別支援学校長	情報提供・連絡調整
②-2	県教委	市教委	連絡調整
③	保護者	特別支援学校設置の市教委	・様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願（令18条）
④	特別支援学校設置の市教委	保護者	・就学承諾書（市教委の様式による）
⑤	保護者	住所の存する市教委	・様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届（令18条）
⑥	市教委	県教委	・上記：様式Qの写し、就学承諾書の写し * 県教委で手続き完了を把握するため

【留意事項】

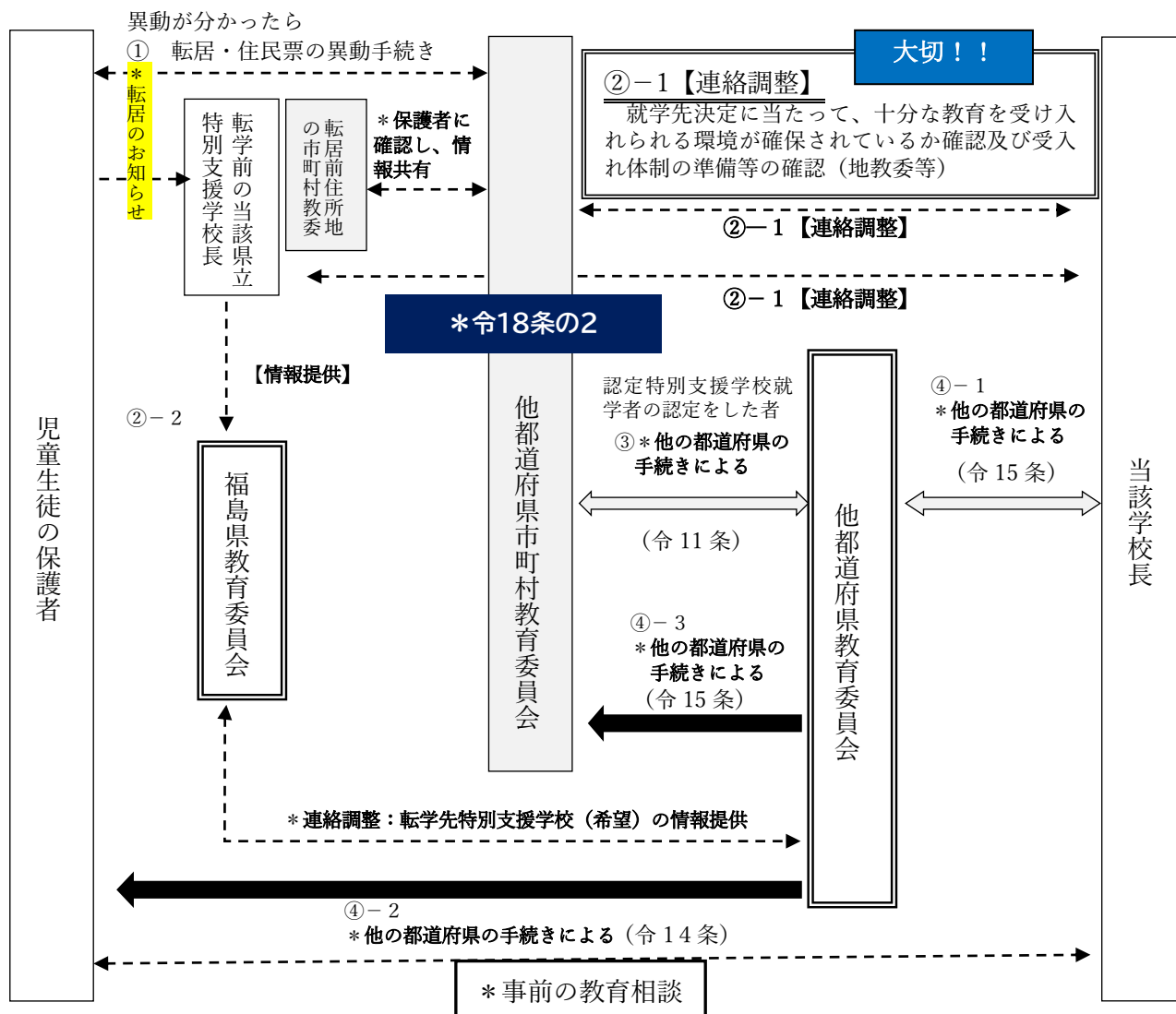
* 県立特別支援学校以外の特別支援学校となりますので、区域外就学の手続きになります。書類の作成等について保護者が難しい場合は、在学している学校で相談にのるなどして、進めていくことが大切です。

3 他都道府県との就学及び転学手続きについて

(1)本県から他都道府県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②-1	*転学先の当該学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②-2	転学前の県立特別支援学校校長	福島県教育委員会	*情報提供
③			
④-1	*他都道府県市町村教育委員会及び他都道府県教育委員会の様式による。		
④-2	(令 11 条・14 条・15 条)		
④-3			

特支↓他県等（住所変更あり）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

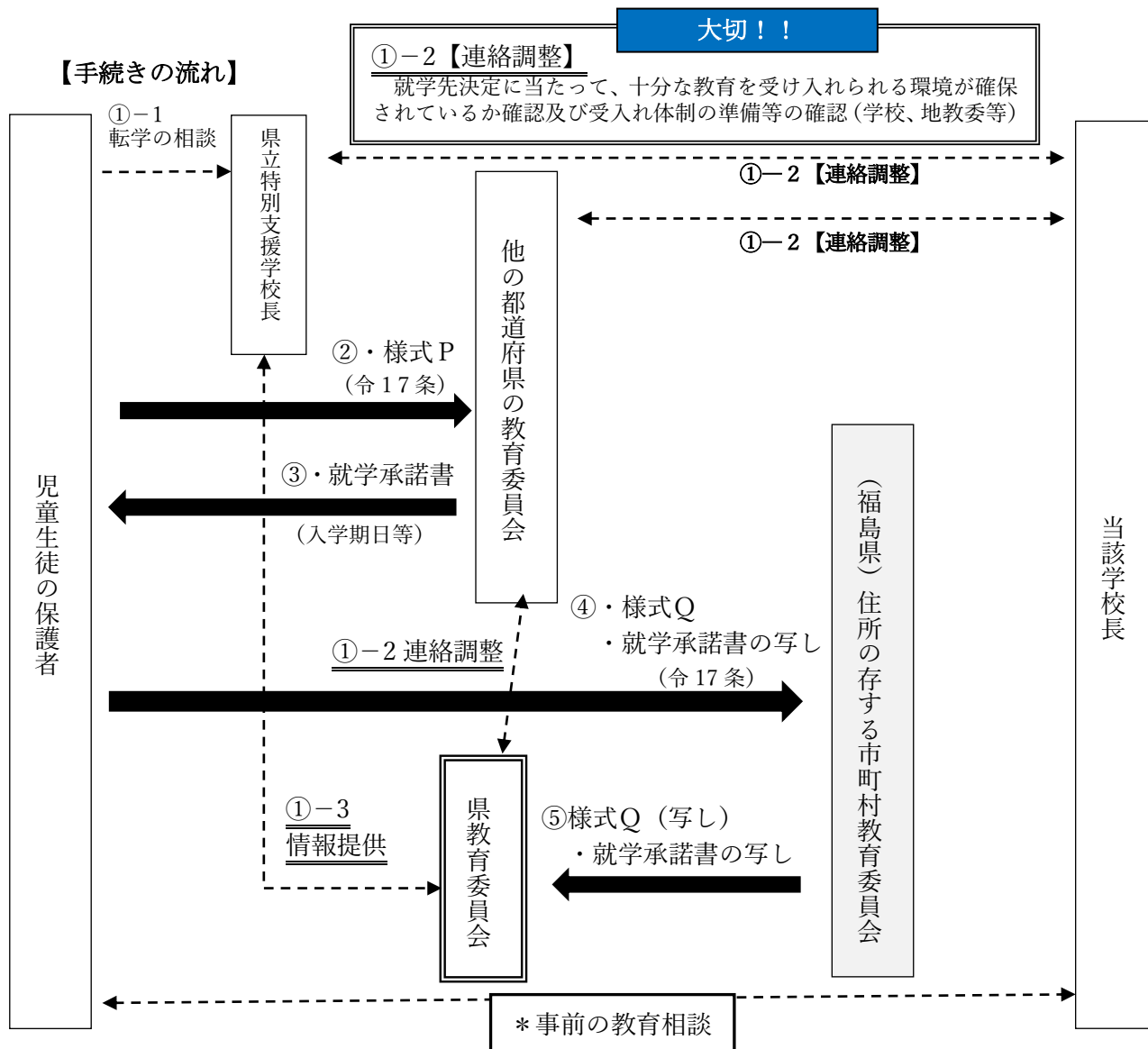
Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒でも、また市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第5条にあるように、同法第22条の3に規定するもののうち、住所の存する市町村教育委員会が、その者の障がいの状態、その者教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないため審議（令第18条の2）が必要です。あくまでも判断するのは市町村教育委員会となりますので、このような手続きとなります。

特支↓他県等
(住所変更あり)

(1)本県から他都道府県の特別支援学校へ

②本人の住所が変わらない場合



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①-1	保護者	県立特別支援学校校長	転学の相談
①-2・3	*転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	特別支援学校設置の都道府県教委	・様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願(令17条)
③	特別支援学校設置の都道府県教委	保護者	・就学承諾書(都道府県教委の様式による)
④	保護者	住所の存する地教委	・様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届(令17条)
⑤	市町村教委	県教委	・上記：様式Qの写し、就学承諾書の写し *県教委で手続き完了を把握するため

【留意事項】

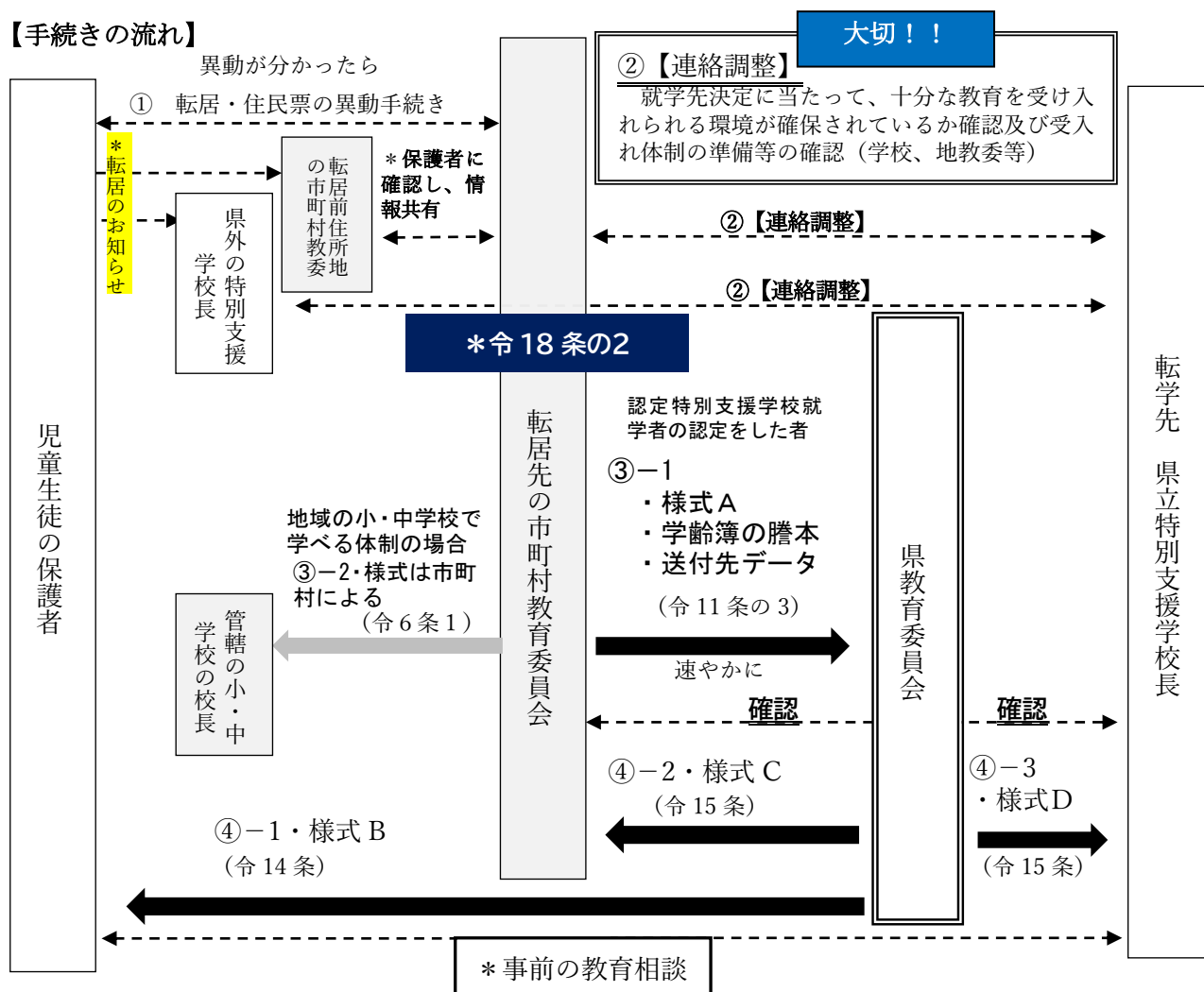
* 県立特別支援学校以外の特別支援学校となりますので、区域外就学の手続きになります。書類の作成等について保護者が難しい場合は、在学している学校で相談にのるなどして、進めていくことが大切です。

特支⇩他県等(住所変更なし)

(2)他の都道府県から本県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	*転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合> (令11条の3) ・様式A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本 ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
③-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による (令6条1)
④-1	県教委	保護者	・様式B：入学通知 (令14条)
④-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令15条)
④-3		当該県立特別支援学校長	・様式D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令15条)

他県等↓特支（住所変更あり）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒でも、再度市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第5条にあるように、同令第22条の3に規定するもののうち、住所の存する市町村教育委員会が、その者の障がいの状態、その者教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合、認定特別支援学校就学者とならないため審議（学校教育法施行令第18条の2）が必要です。あくまでも判断するのは市町村教育委員会となりますので、このような手続きとなります。

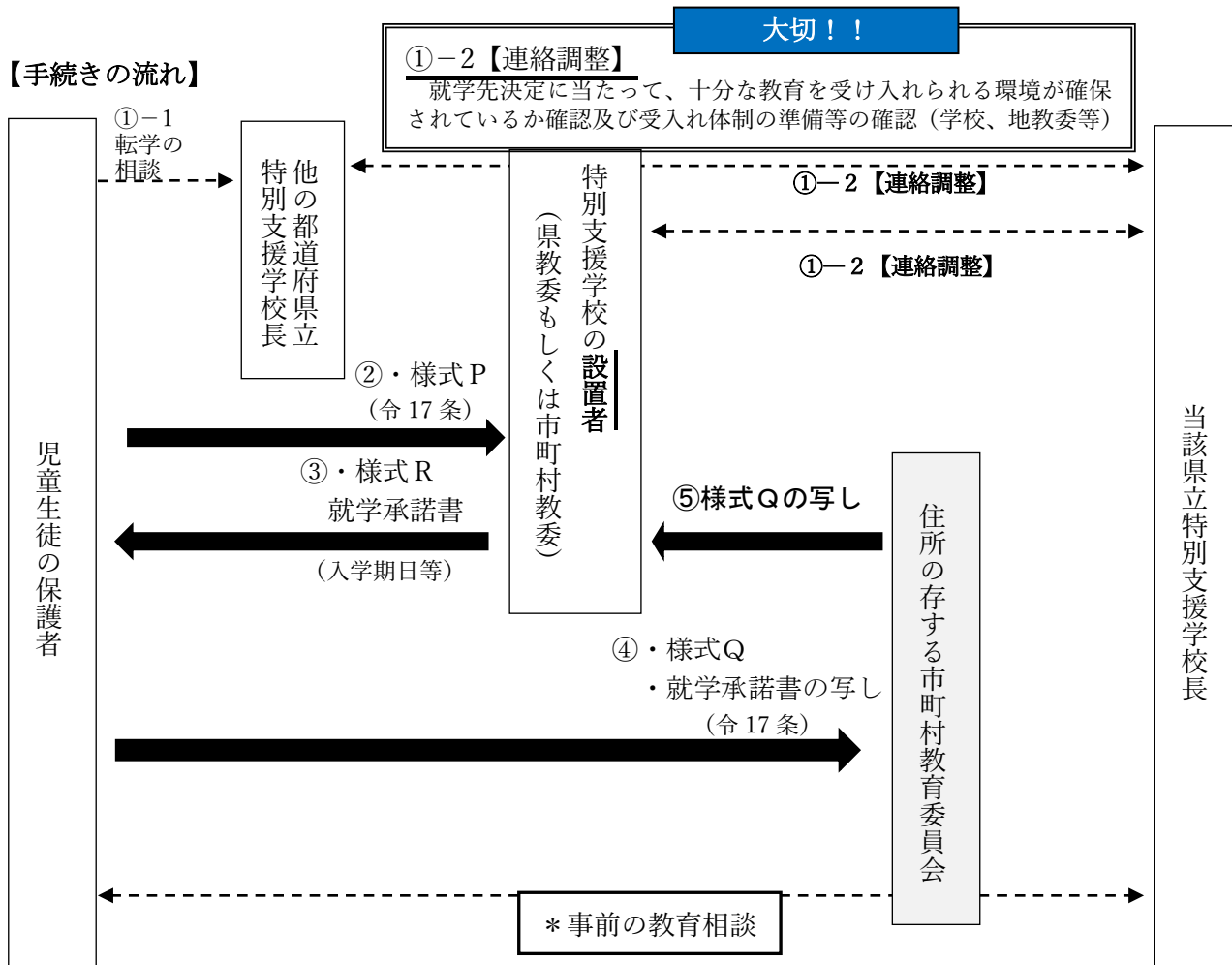
Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒で、施設入所に伴い、住所が変わる場合の転学であっても、市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないことがあります。そのため、施設入所にとりなう住所変更がある場合、その市町村に存することになりますので、当該市町村教育委員会での審議が必要となります。

異動や転学を事前に把握している場合には、保護者の同意のもと、総合的に判断するために必要な情報交換を行うことが大切です。

(2)他の都道府県から本県の特別支援学校へ

②本人の住所が変わらない場合



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①-1	保護者	県立特別支援学校校長	転学の相談
①-2	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	特別支援学校設置の県教委もしくは市町村教委	・ 様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願 (令17条)
③	特別支援学校設置の県教委もしくは市町村教委	保護者	・ 様式R：就学承諾書 (入学期日等)
④	保護者	住所の存する市町村教委	・ 様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届 (令17条)
⑤	市町村教委	県教委	・ 上記：様式Qの写し、就学承諾書の写し * 県教委で手続き完了を把握するため

【留意事項】

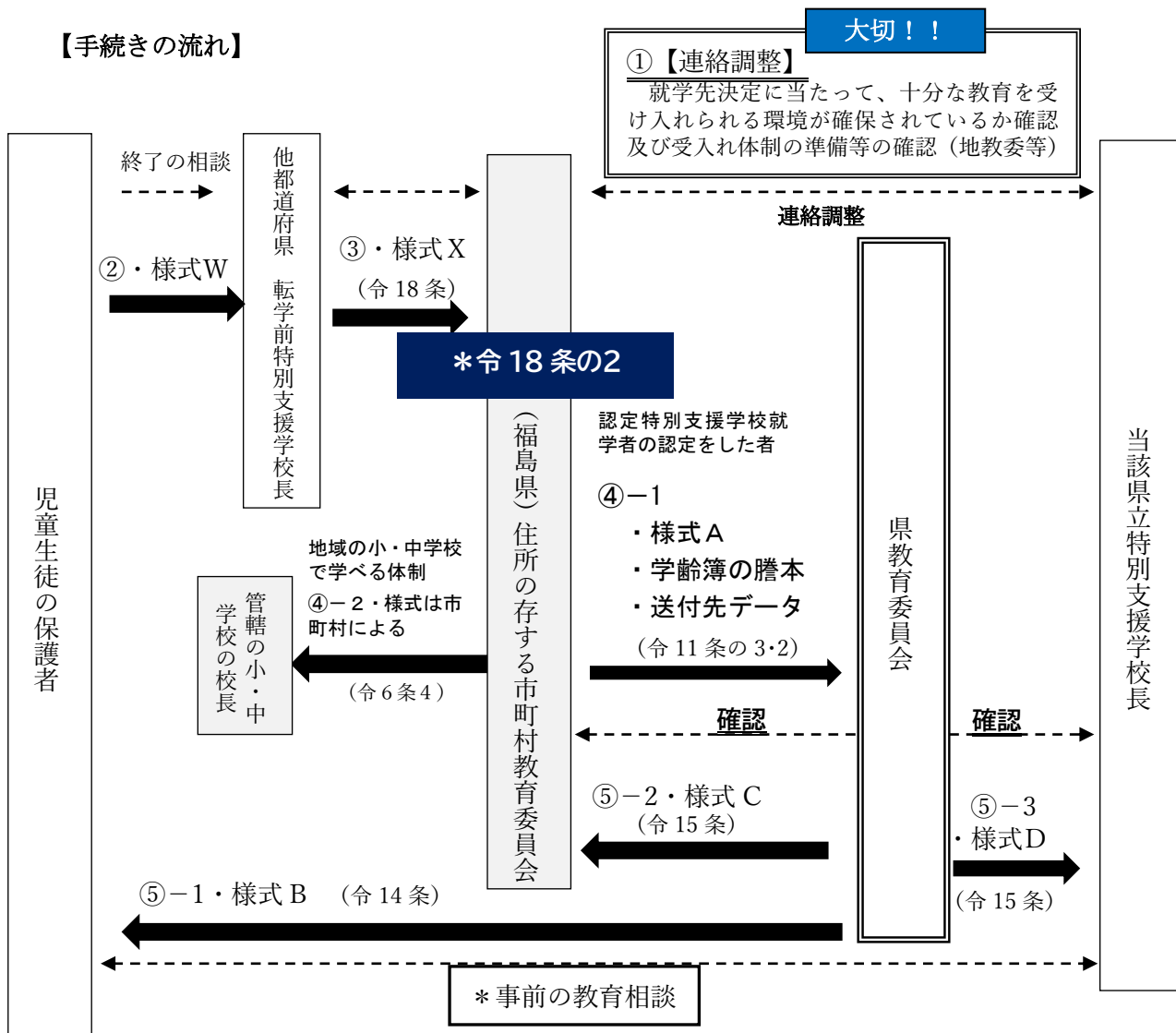
* 県立特別支援学校以外の特別支援学校となりますので、区域外就学の手続きになります。書類の作成等について保護者が難しい場合は、在学している学校で相談にのるなどして、進めていくことが大切です。

他県等↓特支 (住所変更なし)

(3)区域外就学した児童生徒の区域外就学の終了について

①本県から他の都道府県の特別支援学校へ区域外就学をした児童生徒の区域外就学終了

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	転学前特別支援学校長	・ 様式W：退学届
③	転学前特別支援学校長	市町村教委	・ 様式X：児童生徒の退学について（通知）（令18条）
④-1	市町村教委	県教委	< 認定特別支援学校就学者の場合 >（令11条の3・2） ・ 様式A：認定特別支援学校就学者通知書 ・ 学齢簿の謄本 ・ 送付先データ：県HPからダウンロードし提出
④-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・ 様式は市町村による（令6条4）
⑤-1	県教委	保護者	・ 様式B：入学通知（令14条）
⑤-2		市町村教委	・ 様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）
⑤-3		当該県立特別支援学校長	・ 様式D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）

区域外終了（本県→他県）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡及び調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 他の都道府県立特別支援学校で学んでいた児童生徒が、区域外就学を終了した場合は、再度市町村教育委員会の審議が必要なのですか。

A 学校教育法施行令第18条では、都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが小学部や中学部の全課程を修了する前に退学した時には、当該特別支援学校の校長は速やかに児童生徒の存する市町村教育委員会に通知することとしております。この第18条を受けて、令11条の3に該当するかどうかについては、令18条の2に基づき判断されます。実際に、他県で区域外就学を終了して、市町村立の地域の学校に戻るケースもあります。

つまり、区域外就学を終了した児童生徒の障がいの状態、地域における教育の体制の整備状況等から、再度令18条の2に基づいて考え、その後の必要な手続きを行うこととなります。

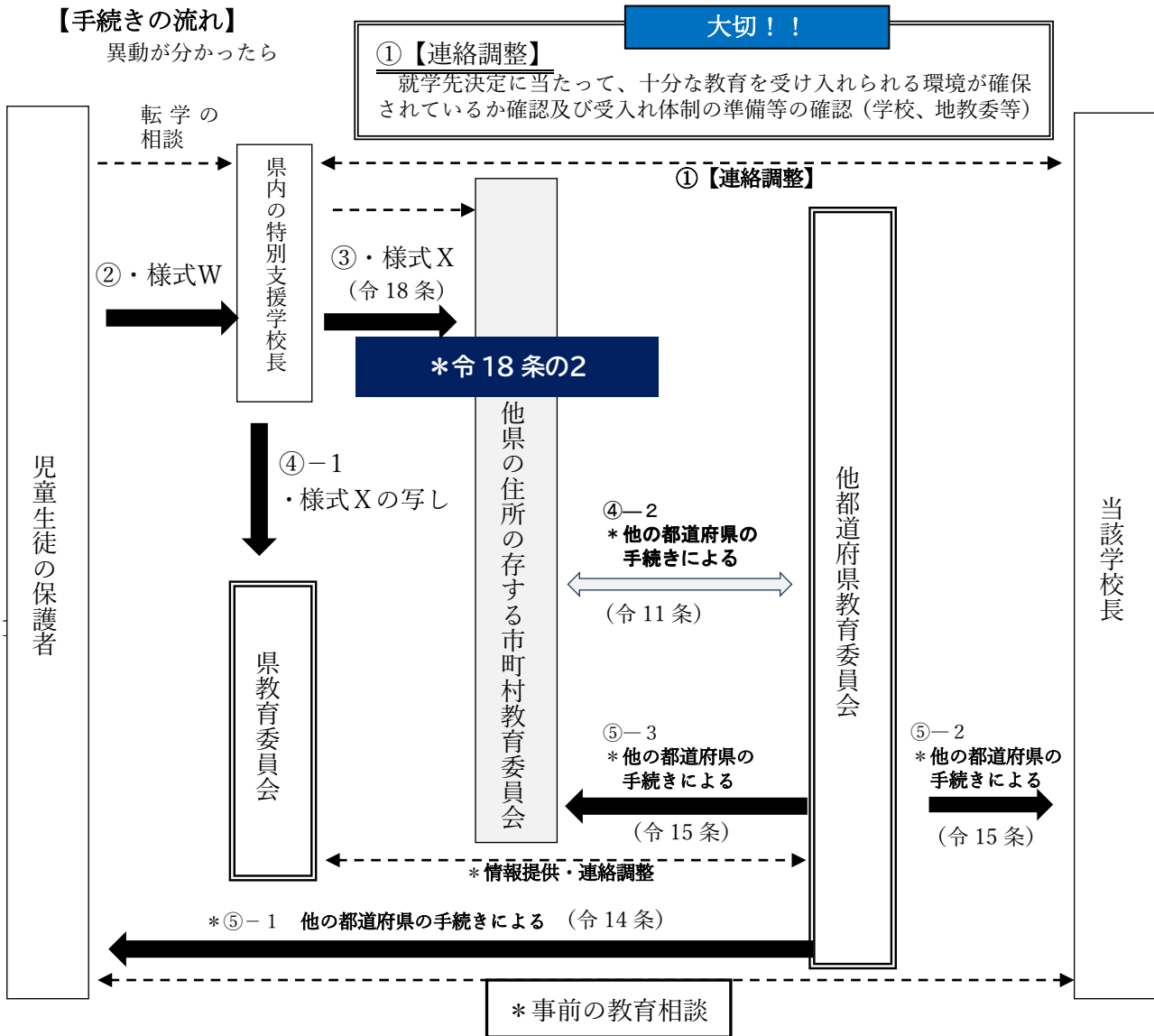
Q 区域外就学をしていた児童が小学部を卒業した時も同じような手続きをするのですか。

A 児童が小学部の全課程を修了していますので、学校教育法施行令第22条により全課程修了者の通知を児童の住所の存する市町村の教育委員会に通知することになっています。市町村教育委員会は、小学部から区域外就学を終了した児童の教育的ニーズを把握し、県内の特別支援学校か地域の中学校の学びの場を検討します。

学校教育法第11条の2もしくは学校教育法施行令第5条の手続きになりますので、小学部を卒業して区域外就学が終了することが分かった時点で、市町村教育委員会や県教育委員会に早めに連絡をして、その後の手続きを確認してください。

(3)区域外就学した児童生徒の区域外就学の終了について

②他の都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学終了



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	* 転学先の当該学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	県内の特別支援学校校長	・ 様式W：退学届
③	県内の特別支援学校校長	他県市町村教委	・ 様式X：児童生徒の退学について（通知）（令 18 条）
④-1	県内の特別支援学校校長	県教育委員会	・ 様式Xの写し
④-2	* 他都道府県市町村教育委員会及び他都道府県教育委員会の様式による。 (令 11 条・14 条・15 条)		
⑤-1			
⑤-2			
⑤-3			

区域外終了（他県↓本県）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 区域外就学をしていた児童が小学部を卒業した時も同じような手続きをするのですか。

A 児童が小学部の全課程を修了していますので、学校教育法施行令第22条により全課程修了者の通知を児童の住所の存する市町村の教育委員会に通知することになっています。市町村教育委員会は、小学部から区域外就学を終了した児童の教育的ニーズを把握し、県内の特別支援学校か地域の中学校の学びの場を検討します。

学校教育法第11条の2もしくは学校教育法施行令第5条の手続きになりますので、小学部を卒業して区域外就学が終了することが分かった時点で、市町村教育委員会や県教育委員会に早めに連絡をして、その後の手続きを確認してください。

4 その他 私立の小中学校等との手続きについて

(1)私立の小中学校から特別支援学校へ

①住所が変わらない場合

基本的に私立の小中学校に通っている状態は、住所の存する市町村の設置する小中学校に通っていないことから、学校教育法施行令第9条の区域外就学ということになります。

p24を参考に、市町村教育委員会の手続きに沿って、区域外終了の手続き（学校教育法施行令第10条）後に、市町村教育委員会が学校教育法施行令第6条か第11条の3.2かを検討し、その後の手続きになります。

②住所が変わる場合

住所が変わる場合は、転居した市町村教育委員会の判断となりますので、p6を参考に手続きを行います。

(2)県立特別支援学校から私立の小中学校へ

* 私立の小中学校の入学については、私立の小中学校の入学条件がありますので保護者にその意向がある場合は、進学先の情報を得て、私立の小中学校と相談することが必要です。

基本的に学齢簿が市町村教育委員会で作成されていることから、転学が考えられる場合は、市町村教育委員会の区域外就学等の手続きが考えられます。

様々なケースが考えられることから、市町村教育委員会、県教育委員会と連携を取りながら慎重に進めていく必要があります。

(3)県立中学校から特別支援学校へ

学校教育法施行令には、市町村教育委員会が中等教育学校の学齢生徒の就学に関する手続きをしていることから、基本的なp4～p9の手続きが参考になります。